

2(2)においては、小売業者の住所及び代表者変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市地域政策部地域創生課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 8 月 7 日から同年 12 月 7 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 12 月 7 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員の住所変更公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所に変更があった旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

鞍月用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所		変更年月日
理 事	北 形 正 美	新	金沢市駅西新町 1 丁目 1 番 8 号	令和 8 年 7 月 2 日
		旧	金沢市西念 2 丁目 1 番 35 号	

公共測量実施公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、白山市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デ ジ タ ル 空 中 写 真 撮 影 ・ 写 真 地 図)	令和 8 年 7 月 21 日から 令和 9 年 1 月 29 日まで	白山市可住地域全域

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 8 年 8 月 7 日

石川県知事 山 野 之 義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市浜北ニ 12 番 8、13 番 1 の一部及び農道の無籍 地の一部	幅員 6.00m 延長 31.95m	金沢市金石北四丁目 4 番 2 号 株式会社ナガタニ宅建	令和 8 年 7 月 27 日

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第 21 号

石川県文化財保護条例（昭和 32 年石川県条例第 41 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の有形文化財を石川県指定有

形文化財に指定する。

令和 8 年 8 月 7 日

石 川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
建造物	南惣家住宅 主屋・前蔵・馬屋	3 棟	輪島市町野町東大野ク100番	南 惣 一 郎

石川県教育委員会告示第22号

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第20条第 1 項の規定により、次の無形文化財を石川県指定無形文化財に指定する。

令和 8 年 8 月 7 日

石 川 県 教 育 委 員 会

無形文化財

無形文化財		保 持 者		
種 別	名 称	氏 名	生年月日	住 所
生活文化	日本酒杜氏	農 口 尚 彦	昭和 7 年12月24日	鳳珠郡能登町

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、令和 8 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 7 日

石川県監査委員	室 谷 弘 幸
同	吉 田 修
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
手取川水道事務所	令和 8 年 6 月29日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。